

NORMA

ノーマ No.301

社協情報



2016
10 | 11
OCTOBER NOVEMBER

SPECIAL REPORT

特集①
P.2

社会福祉法人制度改革の動向と
「法人社協モデル定款」改正案について

特集②
P.6

新しい地域支援事業を通して地域づくりを推進するため
に
－生活支援コーディネーター、協議体の取り組み

P.10 ●社協の理事、監事、評議員のための基礎知識（第5回）
事業運営における透明性の確保

P.12 ●社協活動最前線
四国中央市社会福祉協議会（愛媛県）
ひとりの訴えから地域の居場所づくりに取り組む

P.14 ●災害に備える地域づくり（第9回）
市川市社会福祉協議会（千葉県）①
災害マップの作成から学ぶ

P.16 ●明日への一歩～ノーマインタビュー～
一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊氏
人と人をつなぐ「中間的就労」

社会福祉法人制度改革の動向と「法人社協モデル定款」改正案について

平成28年3月31日に成立、同日公布された社会福祉法については、平成29年4月1日の全面施行に向け、社会保障審議会福祉部会にて継続的な審議が行われ、厚生労働省から関連する政省令の通知等が発出される予定となっている。

本特集では、その審議状況をお伝えするとともに、平成28年度中に所轄庁に承認を得る必要のある定款変更の準備に向けて、全社協・地域福祉推進委員会がとりまとめた「法人社協モデル定款」改正案の内容について紹介する。

改正社会福祉法の施行に向けた検討状況等について

現在（平成28年10月時点）、社会保障審議会福祉部会にて改正社会福祉法の施行に向けた検討事項が協議されている。継続審議となっている事項以外の社会福祉法人制度改組の概要と社協の取り組み等については、本誌No.296（4・5月合併号）およびNo.300（9月号）の特集を参照いただきたいが、その後国から新たに提示された情報等については次の通りである。

①改正社会福祉法の施行にともなう政省令の発出について

改正社会福祉法の規定のうち、平成29

年4月1日に施行される改正事項の関連政令の主なものは、①会計監査人設置の基準、②評議員数に関する経過措置、③社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更（組合等登記令の一部改正）等があり、同じく省令については、①評議員と特殊の関係を有する者、②控除対象財産額、③社会福祉充実計画等がある（**図表1**）。

政省令案は、パブリックコメントの募集を行い（9月27日～10月26日まで）、最終的に10月下旬から11月上旬を目途に公布される予定である。

また、厚生労働省は政省令等の公布後の11月中に都道府県、政令市、中核市を対象に「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」を開催し、政

図表1 社会福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について

政令で規定する事項	根拠政令等	見直し内容
①会計監査人設置の基準	社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）	会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益30億円/負債60億円を超える法人と規定する。
②評議員数に関する経過措置	社会福祉法の第4条関係	評議員に関する経過措置（3年間は4人以上とするもの）の対象となる法人の基準を、収益4億円を超えない法人と規定する。
③社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更（組合等登記令の一部改正）	組合等登記令（昭和39年政令第29号）	資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

省令で規定する事項	根拠省令等	見直し内容
①評議員等と特殊の関係を有する者	社会福祉法施行規則（昭和26年厚生労働省令第28号）	評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用者となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。
②控除対象財産	同上	控除対象財産額を算出するため合計する財産として、事業の継続に必要な財産（社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金）を規定する。（詳細及び係数については通知に記載）
③社会福祉充実計画	同上	社会福祉充実計画について、 ・計画への記載事項（法人の基本情報や資金計画等） ・計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項（事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの） などの基本的事項を規定する。（詳細については通知に記載）

省令等の詳細について説明する予定となっている。

②「社会福祉充実残額」および「社会福祉充実計画」について

会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」にて別途協議を行っている。

改正社会福祉法では、社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除したうえで、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）の明確化が必要になる。また、社会福祉充実残額が生じる場合は、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存の本来事業の充実や新たな取り組みに

度改革に係る重要な事項の継続審議を行っているが、専門的・技術的な検討を要すると考えられる会計監査関係や控除対象財産関係等の検討項目については、「社

有効活用する仕組みを構築しなければならないとされる。

この「社会福祉充実残額」と「社会福祉充実計画」の課題については、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」を10月中に開催し、結論を得ることとなつて いる。

「社会福祉充実残額」では、再投下可能な財産を明確化する際に控除される「事業継続に必要な財産」として、①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等（使途が限定されている寄付金、基金等含む）、②再生産に必要な財産、③必要な運転資金の3つがある。施設等を経営する社会福祉法人と比して、建物設備等よりも各種基金、積立等の財産を多く保有し、精算払い（事業終了後の入金）になる補助事業・委託事業を実施することの多い社会福祉協議会としては、寄付金、基金等の具体的な取り扱いや、控除対象の計算に加えられる事業未収金相当額の考え方等について確認を要する事項があり、検討会の協議結果に注視する必要がある。

都道府県・指定都市社協地域福祉推進担当部・課長会議の開催

本会では、去る8月24日、社会福祉法人制度改革への適切な対応に向け、「法人社協モデル定款」改正案（以下、本モデル定款改正案）について説明するとともに、ガバナンスの強化や財務規律のあ

り方、社会福祉法人・福祉施設との協働の推進等に關して協議することを目的に「平成28年度△第2回△都道府県・指定都市社会福祉協議会地域福祉推進担当部・課長会議」を開催した。

特に、社会福祉法人改革の施行に向けて、各法人の定款変更については、平成28年度中に所轄庁から変更認可を得る必要があるため、その準備を早めに行う必要がある。

6月20日付の厚生労働省事務連絡で「定款例案」が示されているが、最終的な「定款例」に係る通知公表は、10月下旬から11月上旬を目途とされているところであり、今後の準備の時間を考慮した場合、現段階で示されている情報に基づき、あらかじめ定款変更案を作成しておく等の事前準備が必要になる。

本モデル定款改正案については、全社協・地域福祉推進委員会に「社会福祉法改正にかかる検討作業委員会」を設置し、6月20日付の厚生労働省事務連絡および定款例案等を踏まえ検討を行ってきた。厚生労働省からは、これまで「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老第794号、児発第908号）別紙2の社会福祉法人定款準則が示されていたが、今般の社会福祉法人制度改革では「準則」としての位置づけから「例」として改正される予定となつて いる。これは、定款は法令の規定に適合する限り法人が自由に定められることを基本とし、自発的な妨げるものではない。

また、本モデル定款改正案の基本とな

図表2 (旧) 社会福祉法人定款準則と法人社協モデル定款改正案の構成

(旧) 社会福祉法人定款準則における必要的記載事項	法人社協モデル定款改正案		
	章立て	必要的記載事項	必要な記載以外の事項
目的 名称 社会福祉事業の種類 事務所の所在地 役員に関する事項 会議に関する事項 資産に関する事項 会計に関する事項 評議員を置く場合には、これに関する事項 公益事業を行う場合には、その種類 収益事業を行う場合には、その種類 解散に関する事項 定款の変更に関する事項 公告の方法	第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章 第11章 第12章	目的 事業（社会福祉事業の種類含む） 名称 事務所の所在地 評議員及び評議員会に関する事項 	経営の原則 会員 部会及び委員会 事務局及び職員

色文字：改正がある箇所

本モデル定款改正案は、国の定款例案の記載をもとに、社協の特性を考慮して作成したものであり、基本的には、旧モデル定款で規定していた内容を踏襲している。本モデル定款改正案はあくまで「モデル」として示されるものであり、各法人の判断により独自の内容とすることができない。

具体的な内容と主な特徴等については次のとおりであるが、全文および定款に

● **決議の省略**

改正社会福祉法では、理事が提案した議案について、評議員全員が書面または電磁的記録により同意した場合は、当該議案を可決する旨の決議があつたものとみなすことができることが規定されており、本モデル定款改正案では、引き続き法定事項を超える予算および事業計画の承認等を第11条の決議事項として加えている。

法定事項を超える予算および事業計画の承認等を第11条の決議事項として加えている。

●決議の省略

図表3 評議員会・理事会について

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	<p>業務執行の決定機関</p> <p>○以下の職務を行う。（法第 45 条の 13 第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選定及び解職 	<p>運営に係る重要事項の議決機関</p> <p>○社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第 45 条の 8 第 2 項）</p>
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・重要な財産の処分及び譲受け ・多額の借財 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備 <p>※一定規模以上の法人のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算書類及び事業報告等の承認 ・その他の重要な業務執行の決定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事・監事・会計監査人の選任及び解任 ・理事等の責任の免除（一部・全部） ・理事・監事の報酬等の決議 ・役員報酬等基準の承認 ・計算書類の承認 ・定款の変更 ・解散の決議 ・合併の承認 ・社会福祉充実計画の承認

法人社協モデル定款改正案における追加決議事項

- 予算及び事業計画の承認
- 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）
及び事業報告の承認
- 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- **代表権を有する事業担当理事（第16条）**
事務連絡）である。

評議員の確保支援と施設等経営法人との連携強化等について

法人社協モデル定款では社会福祉法上の理事長にあたるものとして社協の「会長」を位置づけ、さらに、常務理事を業務執行理事とする構成としている。これは、社会福祉法改正により、法人の代表権は理事長（会長）のみが有することとなつたためであり、旧モデル定款に規定していた代表権を有する事業担当理事については記載を削除した。

業務執行理事を複数置くこと、あるいは置かないことも可能である。

なお、本会ではこれから社会福祉法人の評議員になる方に向けて、社会福祉法人制度の概要や評議員の役割について解説したパンフレット「社会福祉法人制度の概要と評議員の役割～地域に根ざした社会福祉法人の運営にむけて～」を作成した（15頁の「インフォメーション」にて関連記事掲載）。

また、今後、社会福祉法人の評議員を含めた役員等の責任が明確化され、役員等を対象とした不服申し立て、訴訟の発生が予測されるが、そのようなリスクに對する補償として福祉保険サービス「社協の保険」の中に「役員賠償補償」が新設されている。

いずれも、からの改正社会福祉法の施行に向けた対応の一助として、必要に応じて有効活用いただきたい。

社会福祉協議会の場合、多様な関係団体等により構成された社団的性格を帶びた組織として、地域福祉の推進を図る活動を行う特性をもつ。既述の評議員確保支援策等への積極的な取り組みとともにこれまで以上に同じ社会福祉法人である施設等を経営する関係者とも連携強化を図りながら、「公益性・非営利性の徹底」「国民に対する説明責任」「地域社会への貢献」を果たしていくことが求められる。

今般の社会福祉法人制度改革を社協の組織体制の見直しによる基盤強化を図り、地域の幅広い関係者と一丸となり地域福祉の発展につなげる契機とするべく、今後の準備をすすめていただきたい。

新しい地域支援事業を 通して地域づくりを 推進するためには

「生活支援コー・ディネーター、協議体の 取り組み

平成27年4月に新しい地域支援事業がスタートし、1年半が経過した。生活支援体制整備事業による生活支援コー・ディネーターの配置、協議体の設置も各地ですすみ、社協が受託する地域も広がっている。今号では、生活支援体制整備事業を中心に、社協における新しい地域支援事業への取り組みについて、事例紹介とともにポイントを解説する。

事例1 直営地域包括支援センターと協働して生活支援体制 整備事業を実施

山梨県・中央市社会福祉協議会

地域の概況

中央市は、山梨県の中央南部に位置する2町1村が10年前に合併してできた、面積31・7km²ほどの小さな市である。人口約3万1千人、高齢化率22・3%の比較的若いまちであるが、団塊世代の人口割合が高い本市は、今まで以上に高齢化

がすすんでいくことが見込まれている。本市では、平成27年4月から第1層の生活支援コー・ディネーター1名を社協に配置し、総合事業への移行も同時にスタートしたが、地域支援事業の実施にあたっては、平成26年度からすすめてきた行政と社協の協働による地域包括ケアの取り組みが重要な背景となっている。

ボランティアコー・ディネーターの 経験を活かす

そうしたなか、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備に向けて市内に配置さ

行政との連絡会をきっかけに 地域の問題を共有

団塊世代の高齢化が進行する中、中央市では、ここ数年、認知症に関する相談も数多く寄せられるようになってきた。

こうした状況を踏まえ、行政と社協がそれぞれの立場でできることを協議するため、平成26年5月、行政の高齢介護課、直営地域包括支援センターの全職員と社協職員が参加する連絡会が立ち上がった。

連絡会では、「認知症の人を地域で見守るために」というテーマで勉強を重ね、そこで集約された課題に対応する新たな取り組みとして、社協では、行政と協力しながら、認知症に対する正しい理解を広めるための認知症サポーター養成講座、高齢者の移動の問題を解決するためのボランティア・移動お出かけサービス、主に男性の生きがいづくりを目的とした「畠中人（はたらくひと）」という農事サロンなどの立ち上げをすすめた。

この連絡会により、行政と社協の垣根を越えた協働の強化が図られたことの意義は大きく、市における問題点や取り組みの共有につながった。

協議体を中心 さまざまな助け合い活動を創出

中央市では、市全域を対象として第1層の協議体にあたる組織を設置している。現段階では行政が中心となつてすすめているが、社協も共催という立場で関わっているが、社協も共催という立場で関わっているが、老人クラブ、地域サロモン、ちよびつとお助け隊などに関わる住民代表、

れる生活支援コー・ディネーターを、社協が受託することとなった。その人選については、ボランティアコー・ディネーターとして各種団体の事務局経験もあり、日々住民と関わり合いながら、住民同士の支え合いの仕組み等もつくり出した実績のある社協職員が妥当ではないかといふ意見が大半を占め、それを受けて平成27年4月より配置された。社協では、地域福祉とボランティアセンター担当がひとつつの課で連携しながら動いており、当該職員が生活支援コー・ディネーターとなつた後も配属の変更はない。具体的な業務についても、行政と協議し、有償在宅福祉サービスの立ち上げや調整、各自治会に出向いての支え合い活動の啓発、個別ケースへの対応など、これまでの社協の取り組みをさらに推進する方向で業務を行っている。



ちょびっとお助け隊の庭掃除のお手伝い

している。協議体では、地域の課題や不足している活動・サービスについて話し合ったり、地域サロンの立ち上げや運営の工夫、成功例を学び合う取り組みを行っており、この11月には協議体と地域包括支援センターと共催で、市民を対象にまちづくりを考えるシンポジウムの開催も予定している。

ちなみに、ちょびっとお助け隊とは、地区単位の老人クラブ内での支え合い活動で、簡単な照明器具の交換や庭木の水やり、入院等で留守になつた時のペットの散歩やえさやり等、日常のちょっとした困りごとのお手伝いをしている。

ちょびっとお助け隊の庭掃除のお手伝い

多様な住民に活躍の場をつくる

住民主体の活動については、社協では、とくに地域サロンに力を入れ、全地区立ち上げを目標に調査および立ち上げ支援をすすめている。現在では、参加者が歩いていける距離の公民館などを会場に徐々に立ち上がり始め、なかには、参加者である聴覚障害の方に講師になつていただき、ミニ手話教室などの開催や、災害時に備え、日頃からコミュニケーション

がとれるよう住民同士の交流に取り組んでいる地区もある。

地域には、多様な人々が暮らしており、なかにはヨガや絵手紙、手芸やレクリエーションなど多彩な才能や技術をおもいにすすめている。現在では、参加者が歩いていける距離の公民館などを会場に徐々に立ち上がり始め、なかには、参加者である聴覚障害の方に講師になつていただき、ミニ手話教室などの開催や、災害時に備え、日頃からコミュニケーション

がとれるよう住民同士の交流に取り組んでいる地区もある。

地域には、多様な人々が暮らしており、なかにはヨガや絵手紙、手芸やレクリエーションなど多彩な才能や技術をおもいにすすめている。現在では、参加者が歩いていける距離の公民館などを会場に徐々に立ち上がり始め、なかには、参加者である聴覚障害の方に講師になつていただき、ミニ手話教室などの開催や、災害時に備え、日頃からコミュニケーション

事例2

住民のワークショップを通して地域の課題や資源を見える化

島根県・松江市社会福祉協議会

地域の概要

松江市には29地区に地区社協があり、公民館にその事務局が置かれている。地域包括支援センターは6か所あり、いずれも市社協が受託している。市社協の地域福祉課には6名の地区担当職員を配置し、地域包括支援センターのエリアに合わせた担当制を敷いている。

平成27年度から第1層の生活支援コーディネーターを1名配置し、平成28年度には第2層生活支援コーディネーターとして1名追加配置した。2名の生活支援コーディネーターは市社協が受託し、地域福祉課と地域包括支援センターの両課の併任辞令となつていても、電話一本か

第1層の協議体については行政が直接実施しており、地区社協、民生委員・児童委員、福祉推進員、ケアマネジャー、介護事業所、企業など15名によつて構成している。

地域のプロはそこに住む住民

生活支援コーディネーターに配属された職員は、当初はいつたい何をすればよいかわからなかつた。松江市は平成29年4月に総合事業に移行するため、その円滑な事業実施のキーマンとなる生活支援コーディネーターとして焦りを感じていた。じつとしていても、電話一本かかつてこない。何かしなければと思いつく

情報の見える化

住民がワークショップで出し合つた情報、地域の資源として誰もが利用しやすいように見える化する取り組みのひとつが、平成21年からホームページで公開している「高齢者お役立ち情報」である。配達可能な商店や地域のサロン活動など、さまざまな情報を探して検索できるもので、地域のワークショップで住民から得た情報も順次追加している。

また、地域アセスメントとして、ワークショップの結果や、さまざまな統計情報・小地域の地域福祉活動計画・地図を

がとれるよう住民同士の交流に取り組んでいる地区もある。

まずは地域のワークショップを仕掛けることにした。

ワークショップを実施するにあたっては、生活支援コーディネーターが地区担当職員と地域包括支援センターの職員と協力し、地区社協に声かけを行つた。主に福祉推進員、民生委員・児童委員、町内会自治会を対象に、「地域の宝探し」と題して「お知恵拝借シート」を使ったワークショップを実施。これにより地域のさまざまな資源のほか、住民が本当に望むことは何かを聞くことができた。日ごろ地域に関わる職員も知らなかつた情報や、住民の「想い」を聞くことができたが、次に、こうして得た膨大な情報をどのようにまとめていくかが、生活支援コーディネーターとしての課題となつた。

用いて、市社協地区担当、地域包括支援センターと検討会を行い、ここから見えた課題を、地区社協などの関係者と共有している。その際は「地域の課題見立てと手立て検討シート」を作成し、客観的な事実として提供できる工夫をしている。情報の見える化は、プレゼンテーションに説得力をもたらすとともに、行政に対して事業の必要性や効果を訴えるうえでとても重要なことだと考えている。



地域でのワークショップの様子

少しずつ見えてきた変化

市社協では生活支援の体制整備をすすめていくため、今後、さらに幅広い関係者の協力を得て、ネットワークをつくっていきたいと考えている。そのひとつとして、今秋をめどに市内62の社会福祉法人に声をかけ、社会福祉法人連絡会を設立する。社会福祉法人の地域公益活動と

ネットワークづくりとこれから

市社協では生活支援の体制整備をすすめていくため、今後さらに幅広い関係者の協力を得て、ネットワークをつくつていきたいと考えている。そのひとつとして、今秋をめどに市内62の社会福祉法人に声をかけ、社会福祉法人連絡会を設立する。社会福祉法人の地域公益活動と

踏まえて、地域支援事業の展開について、社協の立場から積極的に提案していくことが必要である。

また、その際、国が示したガイドラインにそつた「サービス」づくりにとらわれすぎないことが重要である。今回報告いただいた事例を見ても、生活支援コーディネーターの活動は、小地域での住民ワークショップやサロンづくり、住民参加型の在宅福祉サービスの立ち上げ支援

新しい地域支援事業の特徴は、それぞれの地域にとって必要な事業を、行政や専門職と住民がともに考え、つくり出していくことが求められている点である。したがって社協としても、「行政が方針を示してくれないから動けない」ということではなく、日頃把握している地域の生活課題、住民の地域福祉活動の実態を

ガイドラインにとらわれず、
住民とともに「地域づくり」を
すすめる

まとめ

などこれまで社協が取り組んできた内容が基本となっている。改めて地域の課題について住民と話し合い、地域にとつて本当に必要なものを一緒に考え、制度

取り組みのポイント

①協議体の設置

協議体については、要綱を形成するところからスタートしがちであるが、まずは助け合い活動団体や住民が参加する学習会や交流会を開き、実質的な協議ができる組織をつくっていくことがとても重要である。例えば各団体の代表者による

要である。例えは各団体の代表者による協議体の下に実働のためのワーキンググループをつくったり、地域で行われていろいろさまざまな住民の協議の場（例・見守り支援活動者の連絡会、サロン活動者の交流会、ボランティア団体の連絡会、地区協等）に生活支援コーディネーター

関連づけながら、具体的な活動を協議していくことにしている。

立ち上げ、福祉分
していく予定である

また生活課題が多様化し、福祉分野だ

第2層協議体は今後立ち上げていくが

用いて、市社協地区担当、地域包括支援センターと検討会を行い、ここから見えた課題を、地区社協などの関係者と共有している。その際は「地域の課題見立て
民生委員・児童委員など、さまざまな集まりに出向いてきた。総合事業への関心は高いが、「要支援者切り捨て」と受け止めている方も多く、それに対する不満も目。今、最も多く見られる課題は、地域の課題見立て

また生活課題が多様化し、福祉分野だけでは解決し難い課題もある。地域資源調査を通じて、いくつかの企業と関係ができたので、これらの企業の力を活かすため、ソーシャルビジネス情報交換会を

第2層協議体は今後立ち上げていくが
その際は多様な方に参画いただきながら
高齢者に限らず誰もが安心して暮らせる
まちづくりをすすめていきたい。

が向いて、そこを協議体のサブ会議や作業部会のように位置づける等、多様な協議の場を展開していくことが考えられる。

②生活支援コーディネーターの配置

平成27年度に日本能率協会総合研究所が実施した調査によれば、調査対象となった自治体数が少ないものの、生活支援コーディネーターの受託については、

第1層、第2層ともに社協が約6割を占めており、社協への期待が大きいことがうかがえる。これまでの経験を活かし、生活支援コーディネーターの役割を担える人材を確保、育成していく必要がある。また、生活支援コーディネーターは、活動実績やネットワーク力をもつた人材を確保する必要があると同時に、協議体の構成員、地域の活動者から支持される人材であることが重要であり、社協が受託する場合にもこの点への留意が必要である。

が利用者の生活の場に出向き、住民とチームになって支えることが重要である。住民と専門職の協働を推進することが社協らしい介護サービス事業の経営にもつながるものと思われる。さらには、地域内の社会福祉法人・施設にも参画を呼びかけ、地域の課題解決に向けて協働していくことが地域福祉をすすめる大きな力となるだろう。

移行期限となる平成29年4月には、すべての自治体で総合事業が開始されることになる。地域づくりは5年、10年の長いスパンでの取り組みとなる一方で、介護保険制度のもとでの事業として着実に成果を見せていくことも要請されるだろう。次期介護保険制度改正の動向も注視しつつ、住民主体の地域包括ケアシステムの構築に向けて役割を發揮することが期待される。

③住民主体の生活支援サービス

住民主体の生活支援サービスの拡充に

関しては、総合事業の「サービスB」や「一般介護予防事業」の枠組みを積極的に活用すると同時に、ガイドラインにとらわれない柔軟な活動や小規模な活動も含めて住民主体の助け合いの創出や活性化を図ることが重要である。

そして、住民主体の地域包括ケアシステムの構築においては、介護部門の職員

※ 介護予防・日常生活支援総合事業におけるコーディネーター・協議体のあり方に関する研究事業(平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

●全文は「社協の杜」に掲載しています。
<http://www.shakyo.or.jp/syounmu/>

『住民主体の生活支援サービスマニュアル第1巻～第7巻』

生活支援コーディネーターが住民主体の活動やサービスの立ち上げを支援していくにあたって、各サービスのねらいや仕組み、運営上のポイントなどを丁寧に解説したマニュアルです。実際に多くの団体とつながり、支援してきた全国団体ならではの知恵・知識がふんだんに盛り込まれています。

生活支援コーディネーターの参考テキストとしてだけでなく、協議体での勉強会、助け合い活動に関心をもつ住民の集まり、ボランティアの養成講座などで幅広く活用することができます。ぜひご利用ください。

第1巻 助け合いによる生活支援を広げるために

～住民主体の地域づくり～

●新地域支援構想会議 編

第2巻 身近な地域での見守り支援活動

●全国社会福祉協議会 地域福祉部 編

第3巻 居場所・サロンづくり

●公益財団法人さわやか福祉財団 編

第4巻 訪問型サービス(住民参加型在宅福祉サービス)

●住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 編

第5巻 食事サービス

●一般社団法人全国老人給食協力会 編

第6巻 移動・外出支援

●特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク 編

第7巻 宅老所

●宅老所・グループホーム全国ネットワーク 編



価 格：各1,200円（税別）

申込先：全社協出版部受注センター TEL 049-257-1080

「福祉の本出版目録ホームページ」

<https://www.fukushinohon.gr.jp/>

社協の理事、監事、 評議員のための 基礎知識

第5回

事業運営における透明性の確保

明治大学法科大学院教授／弁護士
平田 厚氏

その機関が勝手に振る舞つて制度を乱用することがあります。株式会社では、株主総会が判断・監視機関として活動するのですが、社会福祉法人では所有者は存在しません。したがって、社会福祉法人では公益的な目的に応えるために、法によって決定機関・監視機関を明確にしておく必要があります。

Q2 社会福祉法人に求められる内部統制機能はどのようなものがありますか？

A2 今回の社会福祉法人制度改革改革は、評議員会を議決機関として、議決機関と執行機関を明確に分離するとともに、役員たる理事・理事会や監事・会計監査人などの権限や義務を明確化することによって、内部的な牽制・統制機能を充実させることとしました。

しかし、社会福祉法人に求められる内部統制機能は、それだけにとどまるわけではありません。社会福祉法人における決定とその実行の流れは、評議員会による基本的事項の決定、理事会による業務執行の決定、

理事長による業務の遂行、職員による具体的な職務の実行ということになります。

Q1 社会福祉法人におけるガバナンスとはどのようなことですか？

A1 社会福祉法人制度改革では、ガバナンス強化として、評議員会の位置づけを大きく変えることとしました。前号でも紹介したように、一般企業では、株主総会が国

は、事業運営における透明性の向上が課題のひとつにあげられています。今号では、透明性の向上についてポイントをご紹介します。

この度の社会福祉法人制度改革では、事業運営における透明性の向上が課題のひとつにあげられています。今号では、透明性の向上についてポイントをご紹介します。

会、取締役会が内閣、代表取締役が内閣総理大臣に該当するのに対し、社会福祉法人では、評議員会が国会に該当し、理事会は内閣、理事長は内閣総理大臣に該当します。

しかし、一般企業における株主総会の決議は、いわば会社の所有者の決定であるのに対し、社会福祉法人における評議員会の決議はそのような性質をもつていません。なぜなら、社会福祉法人は公益法人であって、所有者あるいは所有者の利益という考え方がないからです。

法人制度は、組織的な活動実体があるために、権利義務の帰属主体としての団体を認めていることから、

理事長による業務の遂行、職員による具体的な職務の実行ということになります。

したがって、社会福祉法人の具体的な日常業務のガバナンスについては、今回の制度改革とは別に、利用者の権利擁護などを目的とする内部チェック・システムを構築していくなければなりません。福祉サービスの利用者やその家族からすれば、むしろ具体的な日常業務の視点からの内部統制機能のほうが重要なのでは

ないかと思います。また、社会福祉法人内でそのような意識を共有することが、法人自身のリスク・マネジメントにもつながるというべきでしょう。

Q3 情報開示するにあたっては、どのようなポイントがありますか？

A3 今回の社会福祉法人制度改革では、事業運営の透明性の向上も課題として掲げられています。今回の改革では、定款、役員の報酬基準、役員区分ごとの報酬総額、事業計画などの公表が義務づけられ、主としてお金の流れに関する情報につき、ホームページを活用した公表が求められているといえるでしょう（法59条の2）。

一口に情報開示といつてもいろいろなレベルの情報がありますから、どのレベルの情報を誰に開示するのかという点に注意して、社会福祉法人の運営を考えるべきです。社協はさまざまな情報を提供すべき立場にあると思います。措置の時代が長かったため、社協も地域住民も情報の取り扱いに慣れていないのではないかと思いますが、社協としては、単なる情報の伝達ではなく、地域住民のための情報の提供を心がけるべきでしょう。

社会福祉法人がその運営について基本的な情報を公表していくことは、地域社会の信頼を築いていくためにも不可欠だと思います。お金に関することは、社会福祉制度全体を構築していくうえで重要な問題ですから、隠蔽されることなく開示されていることが必要でしょう。

もともと、今回の改革では、社会福祉法人のお金に関する情報開示について改正されています。もともと社会福祉法では、利用者が福祉サービスを選択するために必要な情報提供について、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（略）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるよう、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならぬ」と定めています（法75条1項）。

今回の改革では、社会福祉法人の財務規律についても見直しがなされています。まず第1に、役員や評議員の報酬につき不当に高額とならないような支給基準を定めなければならないとされています（法45条の35）。そして第2に、社会福祉法人は、事業を行うにあつて、理事、監事、評議員、職員その他省令で定める法人の関係者に対して特別の利益を与えてはならないとされました（法26条の2）。第3には、各会計年度において利益（社会福祉充実残額）が生じている場合には、社会福祉充実のために再投下するものとされています（法55条の2以下）。

つまり、今回の改革で問題とされているのは、お金の問題だけでなく、人の問題に関するものと透明性を確保していかなければならぬと思います。もちろんですが、地域住民のための運営についても透明性を高めるべきだろうと思います。そうだとすれば、社協役員に求められる資質は、お金を管理できる資質ではなく、地域住民のために何ができるか、地域住民の声に耳を傾けて政策を構想できる資質のほうに、重点が置かなければなりません

Q4 適正かつ公正な役員報酬の設定や支出管理はどのように行われるべきですか？

A4 今回の改革では、社会福祉法人は、事業を行うにあつて、理事、監事、評議員、職員その他省令で定める法人の関係者に対して特別の利益を与えてはならないとされました（法26条の2）。第3には、各会計年度において利益（社会福祉充実残額）が生じている場合には、社会福祉充実のために再投下するものとされています（法55条の2以下）。

Q5 社協運営における透明性の確保について、役員に求められる資質とどのようなものですか？

A5 社協運営においては、お金の問題だけでなく、人の問題に関するものと透明性を確保していかなければならぬと思います。もちろんですが、地域住民のための運営についても透明性を高めるべきだろうと思います。そうだとすれば、社協役員に求められる資質は、お金を管理できる資質ではなく、地域住民のために何ができるか、地域住民の声に耳を傾けて政策を構想できる資質のほうに、重点が置かなければなりません

しかし、社会福祉事業の中心にあるのは、お金の問題ではなく人の問題です。人の問題とは、利用者やその家族であったり、職員であったり、地域住民であったり、要は人の福祉を推進するための制度なですから、お金の問題だけでなく人の問題を忘れないようしなければなりません。

社協活動最前線

四国中央市
社会福祉協議会

ひとりの訴えから
地域の居場所づくりに
取り組む



恋人の聖地に認定された「具定展望台」より

「茶れんじ」は、どのようにして生まれたか

四国中央市社協では平成25年度から、「生活支援及び孤立の解消をする活動推進事業」として「茶れんじ」という独自の活動をすすめている。

この取り組みが生まれたきっかけは、知的障害のある樋口ふじ子さんからの訴えだった。樋口さんはこれまで知人の協力を得て隣町にある地域活動支援センターまで送迎してもらっていたが、その方が入院することになり、通うことができなくなつた。しかし、自分が住む町にはセンターがなく、毎日家にいてもやるこ

とがないため、引き続き活動できる方法はないかと、いう相談を社協に寄せたのである。

樋口さんが住むのは、山間部に位置する新宮地区で、高齢化率約50%という集落だ。障害のある人のための福祉サービス事業所はなく、サービスを利用するためには、少ない便

のバスを利用して隣町まで行かなければならぬ。相談を受けた障害者相談支援専門員の鈴木秀明さんも、当初は対応が難しいだろうと考えていた。

「私も新宮地区に住んでいますが、地元で困っている方があるのに、『サービスを利用するためには、山を下りて暮らすしかない』という現状が悔しくて、何とかしたいと思いました。ひとりの支援のために送迎代行することはできないとしても、

他の方法で樋口さんの希望に応えられないかと考えました」

そこで鈴木さんは、月に1日程度の活動であれば、自分が寄り添う時間がつくれると考え、他地区の施設に樋口さんを移動させるのではなく、活動拠点を新たにつくることを社協内で提案したのである。

ふたりで始めた小さな活動

こうして、鈴木さんと樋口さんの

ふたりだけの小さな活動が始まった。

初めは地域の清掃活動をしたり、公民館の調理場を借りて簡単な調理訓練を行った。調理訓練には、料理が得意な公民館長の協力も得て、栄養管理の重要性を学びながら、毎回異なる多彩なメニューをつくっている。参加費は1回100円とし、米一合と自分の畑で収穫した野菜を持ち寄ることとした。

地域福祉課長の近藤智美さんは活動開始当時の様子を次のように振り返る。

「最初は社協内部でも、ひとりのために職員を配置するのは適切なのか、という雰囲気が多少ありました。しかし、ひとりの困りごとから、地域ニーズを見つけ出すのが社協マンの大切な仕事です。新宮地区にも、きっと樋口さんと同じ悩みを抱えている人はいるはずだと訴える鈴木専門員の考えに共感し、できるかぎり組織としてバックアップしたいと思いました」

鈴木さんも、地域で対象と思われ

る方への声かけを始める。社協で把握していた情報や、民生委員から寄せられる情報をもとに、対象となりそうな人の家へ通り、一緒に参加してみんなとメンバーを募ったのである。この訪問活動には樋口さんも同行し、仲間に加わってほしいと訴えた。

その結果、公民館等での活動に半年ほどで常時5人が集まるようになりました。現在では15人あまりのメンバーが登録する活動となっている。平成26年5月には、ボランティア団体として登録。メンバー全員で話し合って団体名を「茶れんじ」とし、会長には樋口さんが選ばれた。月に1回だつた活動も、現在では週1回まで増えている。

また、現在では社協が生活困窮者の自立支援事業を受託したこと、市の生活保護の担当課との連携が促進されている。生活保護を受給する方の活動の場として、「茶れんじ」に相談が持ちかけられることもあるという。

社協データ

【地域の状況】(平成28年4月1日現在)

人口	89,229人
世帯数	38,216世帯
高齢化率	30.0%

【社協の概要】(平成28年6月10日現在)

理事	11人
評議員	25人
監事	2人
職員数	117人(正規職員:39人、嘱託・臨時職員:28人、パート職員:50人)

【主な事業】

- 20地区社協活動の推進
- 小地域ネットワーク活動の推進
- 福祉関係団体等への支援
- 健康と生きがいづくりの推進
- ボランティア市民活動センター事業
- 福祉教育の推進
- 地域福祉権利擁護事業
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 介護保険事業
- 障害者総合支援事業 他

四国中央市（愛媛県）

愛媛県の東端に位置する市。2004年に川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村が合併して生まれた。製紙、紙加工業において日本屈指の生産量を誇り、紙製品の出荷額は日本一である。高速道路が交差する交通の要衝であり、四国の他の三県（高知県、徳島県、香川県）とも接している。

地域を巻き込み、活動は次々
に広がっていく

「茶れんじ」がすすめる活動はメンバーの増加とともに広がっている。鈴木さんははじめ社協職員が全国のさまざまな活動を紹介したり、メンバーの希望を聞き取りながら活動内容を決め、地域の協力者や活動プログラムの講師の調整等を行っている。現在は、地域の人から無償で提供していただいた畑で、継続的に農作業にも取り組んでいる。雑草が茂つて始めた、動物対策に柵をつくり、



四国中央市社協の職員と、「茶れんじ」のメンバーのみなさん
(左ふたりめから) 樋口ふじ子さん、鈴木秀明さん、川口百合子さん

川口百合子さんは、「茶れんじ」の活動が地域の活性化につながっていると、新たな活動が生まれるたびに地域の人たちとの交流が生まれ、「茶れんじ」の活動が、高齢化がすすむ新宮地区の活性化につながっていると、住民からの期待も集まっています。

「私たちには、その名の通り何でもやる」といふ精神で、さまざまな活動に取り組むことをモットーとしています。メンバーたちも、人が集まる場所に出かけていくのが楽しみになつたようですね。これまでほとんど参加しなかつた地域のお祭りにも、積極的に参加するようになりました」と、鈴木さん。

樋口さんは、「もっとたくさんの仲間と、これからもいろいろなことをやつていきたいです」と、うれしそうに語る。最近では、「茶れんじ」の活動が地元の新聞やケーブルテレビなどで紹介されることもあり、取材される樋口さんは、地域の人たちから「会長」と呼ばれて慕われているという。

川口百合子さんも、この集まりに必ず参加するほどの熱心なメンバーのひとり。もはや週1日の活動だけでは満足せず、「毎日集まれるようになったら、もっと楽しいのに」といつも鈴木さんたちに訴えている。活動に参加する以前は自宅に引きこもっていたと話すが、誰にも和やかに接する姿からは、昔の姿はまったく想像できない。彼女の屈託のない笑顔が、この集まりの樂しさを象徴している。

一人ひとりのニーズに応えるのが、社協の大切な役割

「茶れんじ」の次の目標は、メンバーからも強い要望のある「毎日活動する」である。社協としてもこのニーズに応えるために動き出しておひとりの相談ごとに真摯に向き合いたい、当初は困難だと思われても、できることからコツコツと始めた小さな動きが、社協全体、地域全体へと広がつていった四国中央市社協の取り組み。ひとりの悩みごとは地域全体の悩みごとでもあるという地域福祉の考え方が実践されたひとつの事例である。



調理訓練では、参加者が自分のできることを自主的に見つけて作業がすすんでいく今ではすっかり包丁の扱いも手慣れてきた

災害に備える地域づくり

第9回

災害時には、地域住民と密接に関わる民生委員・児童委員と連携し、住民の避難や情報収集をすすめることも重要である。

今号より2号連載で、「災害マップ」や「災害時初動マニュアル」を作成し、見守り活動や避難訓練にも活用しながら災害に備える、市川市民生委員児童委員協議会の取り組みをご紹介する。

災害マップの作成から学ぶ

市川市社会福祉協議会（千葉県）①

はじめに

市川市は、千葉県北西部に位置し、隣接する東京都とは江戸川を隔てて橋ひとつで行き来できる場所である。歴史や文化・農業・漁業・製造など、各分野で特徴ある地域である。

またベッドタウンとして多くのマンションが建設され、日中は都内在勤者も多く、近隣同士の交流が薄い地域が増えている。一方、昔ながらの地縁の濃い地域もあり、民生委員・児童委員の活動も多様化している現状である。

東日本大震災の経験から災害に備える

市社協が事務局を担っている、市川

名簿の様式を作成した。

これをもとに、災害マップ上では要援護者の状態に応じて色分けを行い、すべての地区で統一された基準による災害マップの作成を開始。また、平成24年度には災害マニュアル作業部会を立ち上げ、発災後3日間の民生委員・児童委員としての初動マニュアルを作成した。

市社協では、市民児協の事務局として、各民生委員・児童委員への担当エリアの地図への記入法の説明や、初動マニュアル作成時の資料収集・提供を行なうなど、民生委員・児童委員とともに作業をすすめてきた。現在、災害に備える地域づくりに邁進している。

今後は、民生委員・児童委員が災害に備え、各自の担当地域を見つめ直すとともに、自らの安全を確保しながら、いざという時に、協力・支援が得られる人材の発掘が課題である。市社協としては、近隣の民生委員・児童委員同志と連携協力できる支援体制を、さらに強化していくことを考えている。

市全体で要援護者支援に取り組む

市川市では、行政施策として、平成20年より「災害時要援護者」の登録を行っている。災害時に支援を必要とする方自身が市に登録を行うもので、登録名簿は市と自治（町）会や民生委員・児童委員など地域の方々と共有し、平

用している。同時に、災害マップにも反映させ、日頃からの見守り活動にも役立てている。実際の避難訓練では、訓練場所までの誘導などに活用した地



災害マップの作成の様子

基準を設け、市内の民生委員・児童委員全員で調査を実施。新たな要援護者確認や情報伝達、避難の誘導などに活

パンフレット 社会福祉法人制度の概要と評議員の役割 ～地域に根ざした社会福祉法人の運営にむけて～

このたびの社会福祉法人制度改革により、平成 29 年 4 月 1 日からすべての社会福祉法人において評議員会を設置することが義務づけられました。しかし、特に小規模の法人などでは、評議員の候補者となりうる地域の人材の情報を得ることが難しい状況であることから、地域の住民や福祉関係者のネットワークを有する社協の支援が期待されています。

そこで、本会では社会福祉法人の評議員になる方に向けて、社会福祉法人制度の概要や評議員の役割について解説したパンフレットを作成いたしました。ぜひご活用いただきながら、引き続き評議員確保の支援にご協力ください。



体裁：A4 判 4 頁

公開方法：

- 見本を 10 月第 3 週に都道府県・指定都市社会福祉協議会へ発送を行い、各市区町村社会福祉協議会への配布を依頼しております。
- ホームページ「社協の杜」「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」でデータを公開しています。ダウンロードいただき、ご活用ください。
「社協の杜」<http://www.shakyo.or.jp/gyoumu/>
「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」<http://www.zcwvc.net/>

内容：社会福祉法人の概要と制度改革

評議員に期待される役割

よくある質問 など

問合せ先：全国社会福祉協議会 地域福祉部

TEL 03-3581-4655/FAX 03-3581-7858

E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

平成 28 年度 「ふれあい・いきいきサロン全国研究交流会」in 埼玉 ～笑顔いっぱいの居場所づくり これからサロンが面白い！～

ふれあい・いきいきサロンは、高齢者や障害者、子育て中の親子などが地域の身近な場所で楽しく過ごす場として広がり、全国各地で展開されています。

また、地域住民の参加と協力による地域のつながりの再構築と支え合い活動を広める役割があるとともに、介護保険制度の改正にともない介護予防の拠点としての期待も高まっています。

そこで、今年度の全国研究交流会は、日頃のサロン活動を振り返るとともに、身体を動かすことで参加者が笑顔で元気になる、介護予防や認知症予防などに効果のある音楽を用いたレクリエーション技術を通し、今後の取り組みが一層魅力的となることを目的に開催します。

主催：平成 28 年度「ふれあい・いきいきサロン全国研究交流会」in 埼玉 実行委員会
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会

日時：平成 28 年 12 月 4 日（日）10:00～15:50

会場：彩の国すこやかプラザ セミナーホール他
(埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65)

定員：290 名

申込期限：平成 28 年 11 月 15 日（火）

（定員になり次第、締め切りとさせていただきます）

参加対象：「ふれあい・いきいきサロン」など地域住民の参加によるサロン活動に取り組む方々
(サロン活動者、ボランティア、民生・児童委員、社協役職員、地域包括支援センター職員、その他興味のある方)

参加費：1,000 円（昼食、お茶代含む）

※詳細は開催要項をご参照ください。開催要項

は下記ホームページからダウンロードできます。

<http://www.zcwvc.net/>

問合せ先：全国社会福祉協議会 地域福祉部

TEL 03-3581-4655/FAX 03-3581-7858

E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

編集後記

気づけば朝晩は冷え込むようになり、だいぶ秋らしくなってきました。これで天気がよければ紅葉を見ながら登山でもしたいのですが、近頃は週末の天気が悪いことが多く、気がめいってしまいます。たまには気もちよく外出したいものですね。

さて、今号の特集では法人制度改

革の動向についてふれておりますが、各社協においても、定款の改訂作業など、新法への対応準備をすすめられていることと思います。全社協としても、モデル定款の公開やノーマンでの情報提供等を行ってまいります。
(志)

2016 年 10 月号 平成 28 年 10 月 28 日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／桐畠 弘嗣

編集人／高橋 良太

定価／216 円（本体価格 200 円）

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

明日への 一步

～ノーマインタビュー～

INTERVIEW #06

人と人をつなぐ 「中間的就労」



櫛部 武俊氏

一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会 副代表。
釧路市にて生活保護のケースワーカーとして中間的就労による支援に取り組む。
退職後に現団体を立ち上げ、「中間的就労による自立」をめざした支援を展開する。

櫛部さんが現在の活動に携わるようになった経緯をお聞かせください。

現在の活動を始める以前は、生活保護のケースワーカーとして働いており、平成17年から地域の清掃や公園の整備等の生活困窮者の居場所づくりに取り組んでいました。地域の清掃や公園の整備を行っても賃金が発生するわけではありませんが、参加している方々は何もしないで家にいるわけでもありません。このような居場所と活動のことを「中間的就労」と名づけました。

退職後はさまざまな団体から講演依頼を受けていたのですが、「釧路の実践は居場所などコミュニケーションに偏っている」という意見もありました。これを受けて、地域の生活困窮者や生活保護世帯がお金を得ることができる中間的就労の場をつくり、「中間的就労による自立」もあると考え、現在の団体を立ち上げました。

生活困窮者支援において重要なことは何でしょうか。

まず重要なのが、自尊感情を大切にすることです。以前、中間的就労に参加する方から「私は今まで褒められたことがありませんでした」という言葉がありました。この言葉はとても衝撃的でした。思い返すと、ケースワーカー時代はその方の生活のチェックしかしていました。その方の自尊感情や存在価値を認めること、いわば「かけがえのない私という実感」をもつことが自立の基本です。

次に、人の関わりの場をつくることが重要です。

生活困窮者自立支援法の施行から1年以上が経過し、全国で相談支援が実施されていますが、生活困窮者支援を実施するにあたっては、人と人をつなぐ取り組みが重要です。そこで、法施行以前から長年にわたり、中間的就労の場づくりなど生活困窮者支援を実践してきた櫛部さんにお話をお聞きしました。

聞き手：全国社会福祉協議会 地域福祉部

生活保護は金銭による支援を行っていますが、人の関わりの支援が不足しています。人と話す機会がないと不活発病を引き起こし、それが腰痛を誘発して、その結果、通院する人が増加するなどの悪循環となってしまいます。そこで、中間的就労などで人と人が関わる機会をつくろうと考えました。生活のリズムを整えることができますし、参加者からは「体を動かすようになったら病院に行かなくなった」という声も聞こえました。中間的就労は「自分を組み立て直す活動」と表現できるかもしれません。

また、地域の資源をつくり出すときに意識しているのが「わくわく感」が得られることです。参加者がわくわく感を得られれば、継続して参加しようという意欲にもつながるのではないかでしょうか。

社協も生活困窮者支援に取り組んでいますが、期待などがあればお聞かせください。

生活困窮者支援に取り組むうえでは、資源の創出から地域づくりまで行う必要がありますが、地域づくりは各々の団体だけで取り組んでいてはなかなかすみません。地域の社協や企業、NPO等さまざまな団体と協働して取り組むことが重要です。

そして、協働を行うには重要なことが3点あります。1点目は協働する相手を責めないことです。団体にはそれぞれ得意なことがあるので、その強みを活かす取り組みが大切です。2点目は異業種連携を行うことです。福祉分野だけで考えるのではなく、幅広い分野から多様な意見を取り入れてください。そして3点目が地域の課題を共有しておくことです。この3点を意識しつつ、ともに地域づくりに取り組みましょう。